

令和 6 年 7 月 2 3 日

令和 5 年度 特別の教育課程の実施状況等について

学 校 名	管理機関名	設置者の別
八尾市立桂小学校（外 2 校）	八尾市教育委員会	公立

1. 学校における特別の教育課程の編成の方針等に関する情報

学 校 名	特別の教育課程の編成の方針等の 公表 URL
八尾市立桂小学校	https://www.city.yao.osaka.jp/0000062955.html
八尾市立北山本小学校	https://www.city.yao.osaka.jp/0000062923.html
八尾市立桂中学校	https://www.city.yao.osaka.jp/0000068926.html

※必要に応じて行を追加すること。

2. 学校における自己評価・学校関係者評価の結果公表に関する情報

学 校 名	自己評価結果の公表 URL	学校関係者評価結果の公表 URL
八尾市立桂小学校	https://www.city.yao.osaka.jp/0000064678.html	https://www.city.yao.osaka.jp/0000064678.html
八尾市立北山本小学校	https://www.city.yao.osaka.jp/0000067687.html	https://www.city.yao.osaka.jp/0000067687.html
八尾市立桂中学校	https://www.city.yao.osaka.jp/0000068258.html	https://www.city.yao.osaka.jp/0000068258.html

※必要に応じて行を追加すること。

3. 特別の教育課程の実施状況に関する把握・検証結果

(1) 特別の教育課程編成・実施計画に基づく教育の実施状況

<input checked="" type="radio"/> 計画通り実施できている <input type="radio"/> 一部、計画通り実施できていない <input type="radio"/> ほとんど計画通り実施できていない

(2) 実施状況に関する特記事項

※(1)で「一部、計画通り実施できていない」又は「ほとんど計画通り実施できていない」を選択した場合は、必ず記載する。

(3) 保護者及び地域住民その他の関係者に対する情報提供の状況

- 実施している
- 実施していない

<特記事項>

3. 実施の効果及び課題

(1) 特別の教育課程の編成・実施により達成を目指している目標との関係

本特例は、人権が尊重される社会づくりを自らの問題として捉え、「自ら考え、行動できる人間形成」、「持続可能な社会づくりに貢献できる人間形成」をめざして、児童生徒が自己や仲間、社会の在り様を探究し、学ぶことを通して、未来社会を形成する主権者・地球市民としての資質・能力を育成するため、桂中学校区全校全学年において「人権みらい探究科」の設置及び人権教育・キャリア教育を行うものである。

本特例を実施している3校においては、社会の様々な人権課題に関わって、地域の方や様々な分野のプロフェッショナルな方などを外部講師として招聘し、出会いや体験を通して、自分の将来について考えたり自分の内面を振り返ったりする機会を学習の中に位置づけることを大切にしている。また、中学校区の教職員で協働してカリキュラム編成や実践について研究し、組織的に計画を推進している。

小学校では「もちあじ」を取組みの柱に据え、低学年では自分を知り、他者を知ったうえで互いに高め合う関係の構築を、高学年では身近な課題から社会に視野を広げ、自身の生き方を見つめ直すことをめざした。その中で、生き方の指針となるロールモデルとの出会いの場を設定するため、障がい者理解、性の多様性、多文化共生、命の学習、キャリア教育など多様な分野の講師を招聘した。これらの取組みを通して、自分の将来について考えたり自分の内面をふり返ったりする経験を重ね、自身の将来に展望を持つ児童が増えてきている。また、「人権みらい探究科」の授業参観や、中学校区の集まりなど、学んだことや考えたことを他者に発信する機会を多く設け、自己有用感の向上と他者理解を促すとともに、保護者や地域にも取組みについての理解を促すことができた。

中学校においては、同和問題、在日外国人問題、障がい者問題、ジェンダー平等、平和問題、ハンセン病とコロナ差別など、様々な人権課題について学習するとともに、講師を招聘して生の声に触れる機会を設けた。特にキャリア教育においては、4年ぶりに職業体験を実施し、働くことの意義について考えを深め、自身の将来を見据えることができた。また、基本的な生活習慣の定着に向け、睡眠教育や食育とも関連させながら、生徒主体のさまざまなキャンペーンを実施した。

中学校区の教職員で編成している人権みらい探究科部会では、9年間の学びがより系統的なものになるよう、部落問題学習を中心に各校の学習内容や取組みについて交流を

深め、作成した教材や活用した資料、授業プランなどを Teams 上にアップし、全教職員で情報共有した。

課題としては、様々な人権課題についての理解を深め、今後の生き方に活かしていくために、学んだことを自分自身や身近な仲間と重ね合わせ、社会とのかかわりの中で自分ごととして捉えられるように取組みを工夫していくことや、さまざまな課題に対する最適解を自ら導き出す資質・能力・態度を育成することが挙げられる。また、こども園、高等学校、地域等とのさらなる連携や、外部指導者とのつながりづくりなどにより、児童生徒たちの出会いと体験をさらに充実させていくことも今後の課題である。

(2) 学校教育法等に示す学校教育の目標との関係

教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する中学校等の教育の目標に関する規定等に照らして適切であることを、八尾市教育委員会において確認済である。

4. 課題の改善のための取組の方向性

9年間を通して「人権みらい探究科で育みたい7つの資質・能力・態度」を段階的に育てていくために、児童生徒の実態に応じた学習を計画する。そのために、校種間の連携を密にし、より系統だった学びとなるよう PDCA サイクルを回していく。また、学習成果の集積・分析をはじめ、児童生徒及び保護者とのコミュニケーションの機会も多く設け、実態の正確な把握に努める。中学校では、引き続きハイパーQ-U 調査を行うなど、さまざまなデータを参考にしながら、個人及び集団の理解を深めていく。

生徒が個人、または班（チーム）で課題解決をめざして、様々な学習を積み重ねていくことで主体的・協働的に探究して学び、深めていくことができる学習を創造していく。その中で、タブレットをはじめとする ICT 機器などを活用することで、学びを深めることにつなげていく。

今後も、多くの人と出会い、生き方に触れる機会をもつとともに、学んだことや感じたことについて児童生徒同士で対話したり、表現し伝えたりするなど、対話的な学習活動を充実させることにより、より理解を深め、自分や身近な人に関連付けて考えられるような機会を増やしていく。

教職員については、定期的に小学校間、小中学校間での交流の場を持ち、成果や課題、実践の交流を継続するとともに、目の前の子どもの実態に応じた合同研修等を実施するなど、9年間のカリキュラムとしてまとめていく。